事故報告について

令和5年度 石垣市集団指導

事故発生時に関する規定、対応、報告の範囲等についての概要を説明するものです。

1. 事故発生時に関する規定

- 沖縄県介護保険事業者事故報告取扱要領
- 石垣市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び 運営に関する基準等を定める条例、指定地域密着型サービ ス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準の解 釈通知での規定については変更はありません。

2. 事故発生時の対応

- ・事故が発生した場合は、**速やかにその事故の状況について報告すること**
- ①利用者家族等、石垣市介護長寿課へ電話またはFAX等で第一報の連絡を入れてください。(土・日・祝日に事故が発生した場合は、介護長寿課への連絡は、開庁日に行ってください。)
- ②第一報の後、処理の経過を含めて「介護保険事業者 事故報告書」により、 文書で報告すること。
- ※報告には個人情報が含まれるため、取り扱いには十分注意してください。
- ※第一報の連絡がないまま、何ヶ月もまとめて報告書の提出を行う事業所が 増えています。直ぐに報告書の提出が出来ない場合は、上記①の連絡を入れ、 速やかに②の報告を行ってください。

3. 報告の範囲

- ・各事業者は次に該当する場合は、石垣市に報告を行うこととする (1)サービスの提供による利用者のケガ又は死亡事故、その他重大な 人身事故が発生した場合
- ①「サービスの提供による」とは送迎及び通院等の間の事故も含む。また、在宅の通所、入所サービス及び施設サービスにおいては、利用者が 事業所内にいる間は「サービス提供中」に含まれるものとする。
- ②ケガの程度については、医療機関で受診を要したものとするが、それ以外でも家族等に連絡した方がよいと判断されるものとする。
- ③事業所側の過失の有無は問わない。
- ④利用者が病気等により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性のあるとき(トラブルになる可能性があるとき)は報告をすること。

(2) 職員(従業者)の法令違反・不祥事の発生

利用者の処遇に影響があるもの(例:利用者からの預かり金の横領、個人情報の紛失など)については、報告すること。

- (3) 食中毒及び感染症、結核の発生
- (4) その他、報告が必要と認められる事故の発生

4. 再発防止に向けた今後の取組みについて

(1) 事故発生後は、全ての職員による話し合いの場を速やかにもち、 事故の内容を共有して原因分析を十分に行い、その結果、実行していく 再発防止策を具体的に報告書に記載してください。

(2)記載内容は、「~を検討中」「見守りの強化」「職員への周知」といった**漠然とした表現は不適切**です。(不適切な再発防止策の記載の場合、再度、事故報告書の提出を求める場合があります。)

- (3) 再発防止策を効果的なものとするには、組織全体で原因分析 (本人要因、職員要因、環境要因の分析)、再発防止策(手順変更、 環境変更、その他の対応、再発防止策の評価時期および結果等)の仕 組みを作りあげ、取り組むことが重要です。組織全体として事故の危 険性等の認識を共有したうえで、再発防止策を徹底して実行し、同じ 事故を繰り返すことがないようにしましょう。
- (4) さらに、事故の発生が、利用者の体調・ADL・疾病等の状態の変化が要因となっている場合もある事を踏まえ、モニタリングやアセスメントを行い、介護計画の見直しを検討することも大切です。

				3		2
			1	位		位
			位			
個数 / 事故種別	列ラベル 🖵				\	

個数 / 事故種別	列ラベル 🔻										
事業所 ▼	その他	異食・誤えん	誤薬・与薬もれ	骨折	切傷・擦過傷	打撲・捻挫・脱臼	転倒	転倒転落不明	転落	不明	総計
A		1			1			1			3
В	1			2	2		1				6
С	1					2					3
D			12	1		1	9		4	1	. 28
E	2						4			1	. 7
F				4	7						11
G					2	1					3
Н				1		2					3
I			1	2	0	111					2
J				1	 	\ 					1
K	1			2		1	1				5
L					1		1				2
M				1							1
N				1							1
0					1						1
P				1							1
Q						1					1
R					1						1
総計	5	1	12	16	15	8	16	1	4	2	80

令和6年3月25日現在 <u>第1位 骨折 16件</u> <u>第1位 転倒 16件</u> <u>第3位 切傷・擦過傷 15件</u> 昨年度(令和4年度) <u>第1位 転倒 29件</u> <u>第2位 転落 20件</u> <u>第3位 剥離 14件</u>

5. 石垣市の事故報告状況から分ること

・今年度は、骨折・転倒が16件と1番多く、切傷・擦過傷15件となっています。歩行時によろけて転倒、ベッドや車椅子からの転落に伴い、皮膚剥離や擦過傷、骨折など高齢者は加齢により皮膚が剥がれやすくなったり、骨がもろくなっていて骨折しやすく、身体機能の低下や介護度が高くなる恐れがあるため、今後も十分に気をつけたい事故となっております。日々の体調に合わせた介助を行うことが重要です。

・事故報告書の目的は、<u>同じような事故を繰り返さないよう、業務を改善することです。</u>事故が起こった原因をしっかり捉えることができれば、それを取り除くことで再発を予防できます。今後も、再発防止策を徹底して実行し、同じ事故を繰り返すことがないようにしましょう。